

改正 令和4年3月8日 原規総発第2203085号 原子力規制委員会決定

令和4年3月8日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(傍線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、原子力規制委員会(以下「委員会」という。)における文書の接受、起案、決裁、施行、貸出及び閲覧等の文書の管理について必要な事項を定め、事務処理の適正かつ能率的な遂行に資するとともに、<u>原子力規制委員会行政文書管理規則(原規総発第120919003号。以下「規則」という。)</u>の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。</p> <p>(帳簿等)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる課等に当該各号に掲げる帳簿等を備え、文書管理担当者がこれを管理するものとする。</p> <p>(1) 長官官房総務課(以下「総務課」という。)</p> <p>イ～チ (略)</p> <p>リ <u>審査請求受付管理簿(様式第8)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(文書の接受)</p> <p>第4条 委員会に到達する文書の接受は、総務課において行う。ただし、主管課等に直接到達する文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第4条第1項に規定する開示請求書その他情報公開法の施行に関し到達する<u>文書及び個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u>第77条第1項に規定する開示請求書その他個人情報保護法の施行に関し到達する文書(以下これらを総称して「<u>開示請求書等</u>」という。)を除く。)の接受については、当該主管課等において行うものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、原子力規制委員会(以下「委員会」という。)における文書の接受、起案、決裁、施行、貸出及び閲覧等の文書の管理について必要な事項を定め、事務処理の適正かつ能率的な遂行に資するとともに、<u>委員会行政文書管理規則(原規総発第120919003号。以下「規則」という。)</u>の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。</p> <p>(帳簿等)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる課等に当該各号に掲げる帳簿等を備え、文書管理担当者がこれを管理するものとする。</p> <p>(1) 長官官房総務課(以下「総務課」という。)</p> <p>イ～チ (略)</p> <p>リ <u>情報公開不服申立受付簿(様式第8)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(文書の接受)</p> <p>第4条 委員会に到達する文書の接受は、総務課において行う。ただし、主管課等に直接到達する文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第4条第1項に規定する開示請求書その他情報公開法の施行に関し到達する<u>文書(以下「開示請求書等」という。)</u>を除く。)の接受については、当該主管課等において行うものとする。</p>

<p>る。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第8条 委員会に到達した局受文書（電子文書、親展文書及び開示請求書等を除く。）については直ちに受付簿に整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先、配布先その他必要な事項を登録し、主管部等の長又は主管課等の長に配布するものとする。</p> <p>2 委員会に到達した<u>開示請求書等のうち情報公開法に関する文書（次項の審査請求書を除く。）</u>については、委員会受付印（様式第13）を押した上、開示請求受付管理簿に登録し、配布するものとする。</p> <p>3 <u>委員会に到達した行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定する審査請求書（情報公開法及び個人情報保護法に関するものに限る。）</u>については、委員会受付印（様式第13）を押した上、審査請求受付管理簿に登録し、配布するものとする。</p> <p>4 <u>前3項の規定による文書の配布に当たっては、それぞれ受付簿、開示請求受付管理簿及び審査請求受付管理簿に配布先の部等又は課等の受領者等を記録するものとする。</u></p> <p>第11条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 前項の規定により回付された親展文書については、第8条第1項及び<u>第4項の規定を準用する。</u></p> <p>(公印及び契印の省略)</p> <p>第32条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる施行文書については、発信者名の下に「(公印省略)」の文字を付記することにより、公印及び契印の押印を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>第8条 委員会に到達した局受文書（電子文書、親展文書及び開示請求書等を除く。）については直ちに受付簿に整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先、配布先その他必要な事項を登録し、主管部等の長又は主管課等の長に配布するものとする。</p> <p>2 委員会に到達した<u>開示請求書等</u>については、委員会受付印（様式第13）を押した上、開示請求受付管理簿に登録し、配布するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>前2項の規定による文書の配布に当たっては、それぞれ受付簿及び開示請求受付管理簿に配布先の部等又は課等の受領者等を記録するものとする。</u></p> <p>第11条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 前項の規定により回付された親展文書については、第8条第1項及び<u>第3項の規定を準用する。</u></p> <p>(公印及び契印の省略)</p> <p>第32条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる施行文書については、発信者名の下に「(公印省略)」の文字を付記することにより、公印及び契印の押印を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p>
--	--

(2)前号に掲げるもののほか、一般に公表する文書、情報提供を行うための文書、定例的な通知書、依頼文書、回答文書その他の偽造されるおそれが少ない文書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）、情報公開法及び個人情報保護法並びにこれらの関係法令に基づくものを除く。）

2・3 (略)

別表第2（共通事項）

(1) 一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1～8	(略)	(略)	
9	<u>審査請求の裁決又は決定に関すること（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に係る審査請求であって軽易なものに限る。）</u>	長官	
10～15	(略)	(略)	(略)
16	<u>助成金及び交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の対象となるものを除く。）に関すること</u>	主管課等の長	参事官（会計担当）
17～32	(略)	(略)	(略)

(2)前号に掲げるもののほか、一般に公表する文書、情報提供を行うための文書、定例的な通知書、依頼文書、回答文書その他の偽造されるおそれが少ない文書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）、情報公開法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）並びにこれらの関係法令に基づくものを除く。）

2・3 (略)

別表第2（共通事項）

(1) 一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1～8	(略)	(略)	
9	<u>不服申立ての裁決又は決定に関すること（行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る不服申立てであって軽易なものに限る。）</u>	長官	
10～15	(略)	(略)	(略)
16	<u>助成金及び交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の対象となるものを除く。）に関すること</u>	主管課等の長	参事官（会計担当）
17～32	(略)	(略)	(略)

33	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）及び国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）に基づく承認に関すること。	人事課長		33	国家公務員の育児休業等に関する法律、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律及び国家公務員の配偶者同行休業に関する法律に基づく承認に関すること。	人事課長	
34	(略)	(略)		34	(略)	(略)	

(2) 共通の法令事務

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1～5	(略)	(略)	(略)
6	情報公開法第12条の2第1項の規定による事案移送の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
7～13	(略)	(略)	
14	個人情報保護法（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定による保有個人情報の利用目的外利用・提供（重要なものに限る。）に関すること。	(略)	
15	個人情報保護法第69条第2項の規定による保有個人情報の利用目的外利用・提供（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	(略)	
16	個人情報保護法第69条第4項の規定による保有個人情報の行政機関の内部における利用に関すること。	(略)	
17	個人情報保護法第70条の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求に関すること。	(略)	

(2) 共通の法令事務

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1～5	(略)	(略)	(略)
6	情報公開法第12条の2第1項の規程による事案移送の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
7～13	(略)	(略)	
14	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下この表において「行政機関個人情報保護法」という。）第8条第2項の規定による保有個人情報の利用目的外利用・提供（重要なものに限る。）に関すること。	(略)	
15	行政機関個人情報保護法第8条第2項の規定による保有個人情報の利用目的外利用・提供（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	(略)	
16	行政機関個人情報保護法第8条第4項の規定による保有個人情報の行政機関の内部における利用に関すること。	(略)	
17	行政機関個人情報保護法第9条の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求に関すること。	(略)	

18	個人情報保護法第74条第1項及び第3項の規定による個人情報保護委員会への事前通知等に関すること。	(略)		18	行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定による総務大臣への事前通知等に関すること。	(略)	
19	個人情報保護法第77条第3項の規定による開示請求者に対する補正要求に関すること。	(略)		19	行政機関個人情報保護法第13条第3項の規定による開示請求者に対する補正要求に関すること。	(略)	
20	個人情報保護法第82条第1項及び第2項の規定による開示等の決定及びその旨等の通知に関するもののうち、過去に類例がある等軽易なものに関すること。	(略)	(略)	20	行政機関個人情報保護法第18条の規定による開示等の決定及びその旨等の通知に関するもののうち、過去に類例がある等軽易なものに関すること。	(略)	(略)
21	個人情報保護法第83条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関すること。	(略)		21	行政機関個人情報保護法第19条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関すること。	(略)	
22	個人情報保護法第84条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関すること。	(略)		22	行政機関個人情報保護法第20条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関すること。	(略)	
23	個人情報保護法第85条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関すること。	(略)		23	行政機関個人情報保護法第21条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関すること。	(略)	
(削る)	(削る)	(削る)		24	行政機関個人情報保護法第22条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
24	個人情報保護法第86条第1項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与に関すること。	(略)		25	行政機関個人情報保護法第23条第1項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与に関すること。	(略)	
25	個人情報保護法第86条第2項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与に関すること。	(略)		26	行政機関個人情報保護法第23条第2項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与に関すること。	(略)	
26	個人情報保護法第86条第3項(第106条において準用する場合を含む。)の規定による反対意見書を提出した第三者に対する通知に関すること。	(略)		27	行政機関個人情報保護法第23条第3項(第44条において準用する場合を含む。)の規定による反対意見書を提出した第三者に対する通知に関すること。	(略)	

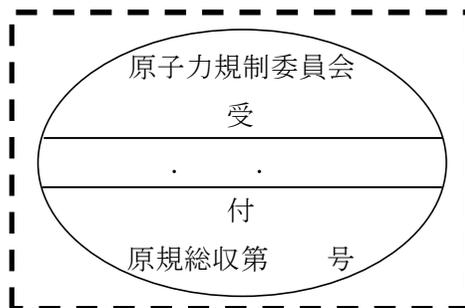
27	個人情報保護法第9 1条第3項の規定による訂正請求書の補正に関すること。	(略)		28	行政機関個人情報保護法第2 8条第3項の規定による訂正請求書の補正に関すること。	(略)	
28	個人情報保護法第9 3条第1項の規定による訂正の決定及び通知（重要なものに限る。）に関すること。	(略)		29	行政機関個人情報保護法第3 0条第1項の規定による訂正の決定及び通知（重要なものに限る。）に関すること。	(略)	
29	個人情報保護法第9 3条第1項の規定による訂正の決定及び通知（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	(略)		30	行政機関個人情報保護法第3 0条第1項の規定による訂正の決定及び通知（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	(略)	
30	個人情報保護法第9 3条第2項の規定による訂正をしない旨の決定及び通知（重要なものに限る。）に関すること。	(略)		31	行政機関個人情報保護法第3 0条第2項の規定による訂正をしない旨の決定及び通知（重要なものに限る。）に関すること。	(略)	
31	個人情報保護法第9 3条第2項の規定による訂正をしない旨の決定及び通知（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	(略)		32	行政機関個人情報保護法第3 0条第2項の規定による訂正をしない旨の決定及び通知（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	(略)	
32	個人情報保護法第9 4条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関すること。	(略)		33	行政機関個人情報保護法第3 1条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関すること。	(略)	
33	個人情報保護法第9 5条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関すること。	(略)		34	行政機関個人情報保護法第3 2条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関すること。	(略)	
34	個人情報保護法第9 6条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関すること。	(略)		35	行政機関個人情報保護法第3 3条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関すること。	(略)	
(削る)	(削る)	(削る)		36	行政機関個人情報保護法第3 4条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
35	個人情報保護法第9 7条の規定による保有個人情報の提供先への通知に関すること。	(略)		37	行政機関個人情報保護法第3 5条の規定による保有個人情報の提供先への通知に関すること。	(略)	

36	個人情報保護法第99条第3項の規定による利用停止請求書の補正に関すること。	(略)		38	行政機関個人情報保護法第37条第3項の規定による利用停止請求書の補正に関すること。	(略)	
37	個人情報保護法第101条第1項の規定による利用停止の決定及び通知(重要なものに限る。)に関すること。	(略)		39	行政機関個人情報保護法第39条第1項の規定による利用停止の決定及び通知(重要なものに限る。)に関すること。	(略)	
38	個人情報保護法第101条第1項の規定による利用停止の決定及び通知(前号に掲げるものを除く。)に関すること。	(略)		40	行政機関個人情報保護法第39条第1項の規定による利用停止の決定及び通知(前号に掲げるものを除く。)に関すること。	(略)	
39	個人情報保護法第101条第2項の規定による利用停止をしない旨の決定及び通知(重要なものに限る。)に関すること。	(略)		41	行政機関個人情報保護法第39条第2項の規定による利用停止をしない旨の決定及び通知(重要なものに限る。)に関すること。	(略)	
40	個人情報保護法第101条第2項の規定による利用停止をしない旨の決定及び通知(前号に掲げるものを除く。)に関すること。	(略)		42	行政機関個人情報保護法第39条第2項の規定による利用停止をしない旨の決定及び通知(前号に掲げるものを除く。)に関すること。	(略)	
41	個人情報保護法第102条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関すること。	(略)		43	行政機関個人情報保護法第40条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関すること。	(略)	
42	個人情報保護法第103条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関すること。	(略)		44	行政機関個人情報保護法第41条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関すること。	(略)	
43	個人情報保護法第105条第1項の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問(軽易なものに限る。)に関すること。	(略)		45	行政機関個人情報保護法第43条第1項の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問(軽易なものに限る。)に関すること。	(略)	
44	個人情報保護法第105条第2項の規定による諮問をした旨の通知に関すること。	(略)		46	行政機関個人情報保護法第43条第2項の規定による諮問をした旨の通知に関すること。	(略)	
45	個人情報保護法第109条の規定による行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集の公示に関すること。	(略)	(略)	47	行政機関個人情報保護法第44条の4の規定による行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集の公示に関すること。	(略)	(略)

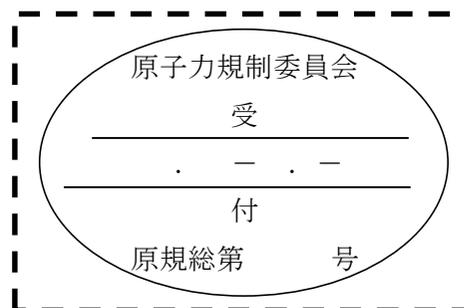
46	個人情報保護法第124条の規定による権限又は事務の委任に関すること。	(略)		48	行政機関個人情報保護法第46条の規定による権限又は事務の委任に関すること。	(略)	
47	個人情報保護法第153条の規定による資料の提出及び説明に関すること。	主管課等の長		49	行政機関個人情報保護法第49条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関すること。	主管課等の長	
48	個人情報保護法第162条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関すること。	主管課等の長		50	行政機関個人情報保護法第50条の規定による資料の提出及び説明に関すること。	主管課等の長	
49~52	(略)	(略)		51~54	(略)	(略)	

(3) (略)

様式第13 原子力規制委員会受付印



様式第13 原子力規制委員会受付印





様式第8を次のように改める。

様式第8

<審査請求受付管理簿>

受付番号	審査請求者 氏名	行政文書の名称 等の概要	主管課等	担当者	開示請求書 接受日	開示決定等 決定日	審査請求書 受付日	補正	補正期間	審査請求の内容			
										不開示の決定に対する審査請求			
										不開示	不存在	存在応答拒否	形式不備/権利の 濫用

審査請求の内容					情報公開・個人情報保護審査会					決定日	答申から決定まで の期間	審査請求から決 定までの期間	決定の内訳 棄却/認容/ 一部認容/却下	備考
開示する決定に対する審査請求		不作為に対する 審査請求	事案の移送、期限 の延長に対する 審査請求	その他	諮問日	諮問番号	受付から諮問まで の期間	答申日	答申番号					
第三者からの審 査請求	開示請求者から の審査請求													